


 大地申
 第16号

「電気部門の変革2022について」 に関する申しれを提出する！ その1

申し入れ項目

【電気部門の新たな新幹線体制の確立】

1. 首都圏新幹線電力技術センター（仮称）及び首都圏新幹線信号通信技術センター（仮称）の発足に向けて、1年間の猶予期間内に入念な準備体制を構築し、スムーズに業務体制が移行出来るように万全を期すること。
2. 首都圏新幹線技術センター（仮称）の発足に向けて、安全指導・保安グループ（案）は科長1名以上、一般2名以上の体制とすること。
3. 首都圏新幹線信号通信技術センター（仮称）の事務について、業務が適正に行える体制を確保すること。
4. 首都圏新幹線電力技術センター（仮称）の発足に向けて、現在の大宮新幹線電力技術センター機械PTを機械科グループとして配置し、保守用車業務に必要な体制を確保すること。
5. 首都圏新幹線信号通信技術センター（仮称）において新設される小山メンテナンスセンターについて、現在の各メンテナンスセンターと同規模の体制を確保すること
6. 1年間の系統間教育について、業務に支障をきたさないよう研修・教育計画を2か月前には提示すること。
7. 電力の田端メセについて、現在、技術センター自体が専門特化されていることを鑑み、電車線・配電・変電の系統間教育の具体的な進め方を示すこと。また、新たな体制発足時に混乱を起こさないよう確実に配電・変電の業務が担える体制を構築すること。
8. 首都圏新幹線信号通信技術センター（仮称）の各メンテナンスセンターについて、確実に通信の業務が担える体制を構築すること。
9. 今施策において直轄検査に置き換える変電設備の「き電用遮断器」及び「切替開閉器」の数量を示すこと。また、保全巡回と個別検査の検査周期を示すこと。
10. 現在の東京新幹線信号通信技術センターにおける宿直体制で、一週間におけるJRとパートナー会社の割合を示すこと。
11. 電力の財産・保守区分について、新幹線停車駅における配電所設備の区分は現行どおりとすること。なお、東京駅配電所・上野駅配電所については大宮支社の新幹線停車駅配電所の財産・保守区分を参考に区分すること。
12. 新幹線停車駅など在线と新幹線が共用している通信機器室における財産・保全・障害対応の区分について、一目で分かるようにフローなどで明確化し、関係箇所への周知を徹底すること。
13. 施策実施後の御乗用列車やお召列車走行における警備体制について具体的な考えを示すこと。
14. 首都圏新幹線電力技術センター（仮称）及び首都圏新幹線信号通信技術センター（仮称）の発足に伴う異動及び新幹線体制確立後の異動は、本人の希望及び状況を確実に把握し、納得感を得られるよう対応していくこと。

【スマートメンテナンス導入等によるメンテナンス業務のスリム化】

1. 検測車への搭載スケジュールを示すこと。また、モニタリング装置を営業車に搭載する予定線区を改めて明確にすること。
2. 埼京線・川越線の検測車走行は昼間帯での走行とすること。
3. 検測車におけるトリ線摩耗値・オーバーラップ基準値・わたり線基準値の測定値精度を向上させること。特にトリ線摩耗値の精度向上を優先して行うこと。
4. ボンドモニタリングについて、保線材料モニタリングデータを活用するにあたり、業務フローを明確にすること。
5. モニタリング装置の搭載において、搭載カメラなどの清掃・点検の手法について明確にすること。
6. スマートメンテナンス導入においては、検証期間と本実施を現場が明確に区分出来るような文書通達を行うこと。また、本実施までは標準数削減及び現行要員の削減は行わないこと。

その2へ続く